医療法人 九州千雅　行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和6年10月1日～令和8年9月30日までの2年間

2. 内　　容

目標1：育児休業や子の看護休暇の取得促進

＜対策＞　●令和7年1月～育児休業や子の看護休暇の要点をまとめたパンフレット策定
●令和7年1月～自社のホームページ、掲示等による周知

目標2：短時間勤務制度又は、所定外労働の制限の対象者を小学校就学前までの子を持つ社員に拡大し、制度の利用向上をはかる。

＜対策＞　●令和7年1月～短時間勤務制度又は、所定外労働の制限の対象者を小学校就学前までの子を持つ社員に拡大する。
●令和7年1月～自社のホームページ、掲示等による周知

目標3：従業員全員の年次有給休暇の取得率80％を目指す。

＜対策＞　●令和7年1月～会議などで年次有給休暇取得率の確認や指示を行う。
●令和7年1月～出勤予定簿等に年次有給休暇の取得計画の策定を行う。

【 女性の活躍の現状に関する情報公表 】

管理職に占める女性の割合・・・・・53，8％（令和6年10月1日現在）